

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規約は、一般社団法人 東京都バスケットボール協会（以下、「本協会」という。）定款（以下、「定款」という。）第 6 1 条の委任に基づく事項その他本協会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(規約の変更)

第 2 条 この規約又は定款若しくは法令に別段の定めがある場合を除き、本協会は、理事会の決議によって、この規約を変更することができる。

第2章 会員

(会員の種別)

第 3 条 本協会は、定款第 5 条第 1 項に定める会員をもって構成する。

2 本協会の会員は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という。）若しくは本協会が実施する事業に参加することができる。

(加盟チームの登録手続)

第 4 条 新たに本協会の加盟チームとなるには、JBAの定める会員登録管理システムを使用してその登録手続を完了しなければならない。

2 本協会の加盟チームは、毎年度、JBAの定める会員登録管理システムを使用してその登録手続を完了しなければならない。

(登録選手の登録手続)

第 5 条 加盟チームは、毎年度、JBAの定める会員登録管理システムを使用して、その所属する選手の登録手続を完了しなければならない。

2 前項の登録手続に際し、各加盟チームの登録責任者は、当該選手の承諾を得なければならない。

(登録コーチの登録手続)

第 6 条 本協会が実施する公式競技会で指揮を執るコーチは、JBAが定めるコーチ資格を保有していることを要し、かつ、毎年度、JBAの定める会員登録管理システムを使用して登録手続を完了しなければならない

2 加盟チームは、第 4 条に定める加盟手続に際し、原則として、自己のチームに所属するコーチとして JBA が定めるコーチ資格を有する者を 1 名以上登録するものとし、当該情報が本協会及び所属する加盟団体等に到達した時に当該コーチの入会手続が完了したものとする。ただし、当該情報に不当又は不備が発見され、若しくは本協会の理事会において承認が得られない場合はこの限りではない。

(登録審判員の登録手続)

第 7 条 本協会が実施する公式競技会を担当する審判員は、JBAが定める審判資格を保有していることを要し、かつ、毎年度、JBAの定める会員登録管理システムを使用して登録手続

を完了しなければならない

- 2 加盟チームは、第4条に定める加盟手続に際し、原則として、自己のチームに所属する審判員としてJBAが定める審判資格を有する者を1名以上登録するものとし、当該情報が本協会及び所属する加盟団体等に到達した時に当該審判員の入会手続が完了したものとす。ただし、当該情報に不当又は不備が発見され、若しくは本協会の理事会において承認が得られない場合はこの限りではない。

(入会手続)

第8条 前四条に定める登録手続は、原則として5月末日までに行うものとし、会員登録管理システムにおける当該情報が本協会及び所属する加盟団体等に到達した時に入会手続が完了したものとす。ただし、当該情報に不当又は不備が発見され、若しくは本協会の理事会において承認が得られない場合はこの限りではない。

(賛助会員)

第9条 本協会の目的に賛同して、事業を賛助しようとするものは、年会費を拠出して、本協会の賛助会員となることができる。

- 2 本協会の賛助会員になろうとするものは、本協会所定の申込手続を行うものとする。
- 3 賛助会員の資格期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度の途中で入会する場合は、申込手続が完了した時からとする。
- 4 年会費は、個人の賛助会員は1口金1,000円、法人・団体の賛助会員は1口金1万円とし、当該事業年度分の年会費を本協会指定の金融機関に振り込むものとする。

(名誉会員)

第10条 社員総会は、会長に対し、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、次の基準を満たす者を名誉会員に推薦することができる。

- (1) 理事又は監事経験者のうち、本協会への功績顕著な者
- (2) バスケットボール競技において優秀な成績を収め、かつ本協会への功績顕著な者
- (3) 前二号に掲げる者の他、本協会に対し、特記すべき功績のあった者

- 2 名誉会員に推薦された者は、会長よりその内示があったときに、辞退を申し出ることができる。
- 3 本協会は、名誉会員に対し、経費の負担及び開催行事の参加費等を免除することができる。

(退会)

第11条 各会員は、本協会所定の退会届を提出して、いつでも退会することができる。ただし、既に納入された分担金若しくは年会費は返納しない。

(経費の負担)

第12条 会員は、毎年5月末日までに、定款第8条所定の分担金を納付する義務を負う。

- 2 各会員が納付する分担金の額は、別表第2記載のとおりとする。
- 3 別表第2を変更するには、定款第21条第2項所定の社員総会の決議を要する。

第3章 加盟団体等

(加盟団体等)

第 1 3 条 定款第 6 条第 1 項に該当する加盟団体及び同条第 2 項に該当する準加盟団体は、別表第 1 記載のとおりとする。

(加盟団体等の加盟手続)

第 1 4 条 本協会の目的に賛同して、加盟団体等として加盟しようとする団体は、次に掲げる書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) 所属組織一覧表
- (5) 当該事業年度の事業計画書及び予算書
- (6) 前年度の事業報告書及び決算書
- (7) その他参考となる資料

2 理事会は、前項の加盟申請を行った団体に対し、次に掲げる基準により審査を行うものとする。

- (1) 地区団体においては、団体名に当該市区町村名を冠し、当該市区町村を単位とするチーム及び競技者を統轄する唯一の団体として適当な組織を有するものであること
- (2) 連盟においては、団体として組織をそなえ、代表の方法、運営、管理その他主要な点が確定しているもの又は法人で、所属するチーム及び選手の属性に照らし唯一の統轄団体であること
- (3) その他本協会の目的を達成するためにふさわしい団体又は法人であること

3 理事会は、前項の基準を満たした団体を加盟団体として承認することができる。また、団体の規模、組織、活動状況等勘案した結果、特別な事情があると認められるものについては、準加盟団体として承認することができる。

4 理事会は、準加盟団体が第 2 項所定の基準を満たした場合は、これを加盟団体として承認することができる。

(加盟団体等の脱退)

第 1 5 条 加盟団体等が本協会を脱退しようとする場合は、次に掲げる書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退申請書
- (2) 脱退理由書

2 前項の場合のほか、加盟団体等は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- (1) 加盟団体等の解散
- (2) 除名

(除名)

第 1 6 条 加盟団体等が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によってこれを除名することができる。

- (1) 本協会の定款若しくはこの規約に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を毀損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第 4 章 組 織

第1節 総則

(機 関)

第17条 本協会の組織は、次の機関をもって構成する。

- (1) 社員
- (2) 社員総会
- (3) 役員
- (4) 理事会
- (5) 委員会
- (6) 事務局

第2節 社員

(社員の定義)

第18条 社員とは、定款第12条第1項の規定により各加盟団体等から選出された加盟チームで、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員として、会員を代表して社員総会で議決を行うものをいう。

(社員の数)

第19条 定款第12条第2項において基準となる加盟チームの数は、在任社員の任期が満了すべき年の5月31日現在において各加盟団体等に所属する加盟チームの数とする。

- 2 社員の総数は、概ね50以内とする。
- 3 各加盟団体等から選出される社員の数は、別表第3記載のとおりとし、第1項所定の基準となる加盟チームの数に変動が生じた場合は、理事会の決議によってこれを変更するものとする。

(社員の選出)

第20条 各加盟団体等は、別表第3所定の数の社員を、在任社員の任期が満了すべき年の6月末日までに新たに選出するものとする。

- 2 各加盟団体等は、その選出した社員が任期の満了前に退任した場合、補欠の社員を選出することができる。
- 3 補欠として選出された社員の任期は、退任した社員の任期の満了する時までとする。
- 4 各加盟団体等は、遅滞なく、その選出した社員を本協会に届け出なければならない。

(退 任)

第21条 社員は、次の事由により退任する。

- (1) 定款第13条に定める任期が満了した時
- (2) 会員の資格を喪失した時

第3節 社員総会

(社員総会の権限)

第22条 社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(社員総会の種類)

第23条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

- 3 臨時社員総会は、次の場合に開催する。
- (1) 理事会が開催を必要と判断したとき
 - (2) 総社員の議決権の十分の一以上の議決権を有する社員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求をした社員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(社員総会の招集の決定)

第24条 社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項
 - (3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使（以下、「書面投票」という。）することができることとするときは、その旨
 - (4) 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使（以下、「電子投票」という。）することができることとするときは、その旨
 - (5) 前二項に掲げる事項を定めた場合は、次の事項
 - ア 社員総会参考書類の記載事項
 - イ 書面投票又は電子投票による議決権行使の期限
 - (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
 - (7) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
 - ア 役員等の選任
 - イ 役員等の報酬等
 - ウ 事業の全部の譲渡
 - エ 定款の変更
 - オ 合併
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第3項第3号の規定により社員が社員総会を招集する場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

(役員の出席及び説明義務)

第25条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

- 2 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる事由に該当するものである場合には、この限りでない。
- (1) 当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合
 - (2) その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合
 - (3) 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合
ただし、当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を本協会に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除くものとする
 - (4) 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより本協会その他の者（当該社員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 - (5) 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議長の権限)

- 第26条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第23条第3項第2号又は第3号の規定により招集された社員総会においては、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。
 - 3 議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。
 - 4 議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

- 第27条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。ただし、議長が当該社員総会において社員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(社員総会議事録)

- 第28条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 2 社員総会の議事録は、議長及び当該社員総会において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法人法第七十四条第一項
 - ロ 法人法第七十四条第二項
 - ハ 法人法第百二条
 - ニ 法人法第百五条第三項
 - ホ 法人法第百九条第一項
 - ヘ 法人法第百九条第二項
 - (4) 社員総会に出席した理事及び監事の氏名
 - (5) 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - 4 定款第23条の規程により、社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - 5 定款第24条の規程により、社員総会への報告があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容

- (2) 社員総会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 6 社員総会の議事録は、社員総会の日から十年間、本協会の主たる事務所に備え置かなければならない。
- 7 社員及び債権者は、本協会の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - (1) 社員総会の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
 - (2) 社員総会の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第4節 役員

第1款 総則

(役員の資格等)

第29条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- (1) 法人
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (3) 法人法若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - (4) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 2 監事は、本協会の理事、職員又は委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。
 - 3 役員は、その就任時において満75歳未満でなければならない。

第2款 理事

(理事の選任及び解任)

第30条 理事の選任及び解任は、社員総会の決議によって行う。

(忠実義務)

第31条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、本協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本協会と取引をしようとするとき
 - (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第2号の取引については、適用しない。
 - 3 第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
 - 4 本条における重要な事実とは、次のとおりとする。
 - (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手、金額、時期、場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項

第3款 監事

（監事の選任及び解任）

第33条 監事の選任及び解任は、社員総会の決議によって行う。ただし、監事を解任する場合の社員総会の決議は、定款第21条第2項に定める社員総会の決議によらなければならない。

（監事の選任に関する監事の同意等）

第34条 会長は、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

- 2 監事は、会長に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会に提出することを請求することができる。

（監事の選任等についての意見の陳述）

第35条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

- 2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

（監事の職務）

第36条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、次の各号に該当する場合には、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき
- (3) 法令又は定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

- 2 監事は、その職務の遂行のため、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、また本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（監査計画）

第37条 監事は、毎事業年度の始めに、監査の実施日時及び監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成する。

(理事会及び会議への出席)

第38条 監事は、理事会及びその他重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の理事会及び会議に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会の招集請求)

第39条 監事は、必要があると認めるときは、会長に対して理事会の招集を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、自ら理事会を招集することができる。

(社員総会に対する報告義務)

第40条 監事は、理事が社員総会に提出する議案、書類等を調査し、法令及び定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の監査)

第41条 監事は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、監査報告を作成しなければならない。

第4款 役員の報酬等及び費用

(役員の報酬等)

第42条 定款第31条第1項の規定に基づき、常勤役員に対して支給することができる報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）については、別に定める「常勤役員報酬基準」による。

- 2 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする会長若しくは専務理事をいう。

(費用等)

第43条 定款第31条第2項の規定に基づき、役員に対する費用の支払いについては、別に定める「旅費等支給基準」による。

- 2 役員に慶弔があった場合の慶弔金の支給等については、別に定める「慶弔規定」による。

第5節 理事会

(理事会の開催)

第44条 本協会の理事会は、事業年度毎に3月及び5月に開催するほか、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から五日以内に、その日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、当該請求をした理事が招集したとき
- (4) 第39条の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は当該監事が招集したとき

(理事会の招集者)

第45条 理事会は、前条第3項により理事が招集する場合又は第4項により監事が招集する場合を除き、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第2項又は第4項による理事会招集の請求があった場合は、当該請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

(理事会の招集通知)

第46条 理事会を招集するには、会議の日時及び場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の一週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て、電磁的方法により通知を発出することができる。

(理事会の議長)

第47条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第44条第3項又は第4項後段の規定により招集された理事会においては、当該理事又は監事が議長となる。

(関係者の出席)

第48条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事会議事録)

第49条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、出席した会長、専務理事及び監事が記名押印しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 第44条第2号の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集
 - ロ 第44条第3号の規定による理事の招集
 - ハ 第44条第4号の規定による監事の請求を受けた招集
 - ニ 第44条第4号後段の規定による監事の招集
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
 - (5) 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法人法第92条第2項の規定による理事の報告
 - ロ 法人法第100条の規定による監事の報告
 - ハ 法人法第101条第1項の規定による監事の意見
 - (6) 第47条の規定による議長の氏名
- 4 定款第39条の規定により理事会の決議があったとみなされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 5 定款第40条の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(理事会の権限)

第50条 理事会は、本協会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事及び業務執行理事の選定及び解職を行う。

(常務会)

第51条 本協会に、会長、副会長、専務理事及び常務理事によって構成される常務会を置く。
2 理事会は、定款第35条第2項に定める事項を除き、常務に属する業務執行の決定を常務会に委任することができる。

(報告)

第52条 定款第28条第5項の規定に基づき、会長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる各自の職務の執行状況等について、理事会に報告しなければならない。
(1) 部門別の事業活動の概況
(2) 決算（月次、四半期、半期、年度）
(3) 事業報告（四半期、半期、年度）
(4) 重要事項についての報告
(5) 関係団体等に対する届出等のうち特に重要なもの
(6) 各種委員会その他重要組織の活動状況
(7) 理事会の決議事項のうち特に重要な事項の経過
(8) その他理事会から報告を求められた事項

第6節 委員会

(委員会の設置)

第53条 本協会は、定款第56条の規定に基づき委員会を設置するものとし、その名称及び任務は、別表第4記載のとおりとする。
2 各委員会は、委員長1名及び若干名の委員をもって構成する。
3 各委員会の委員は、理事会の選任決議を経て、会長が委嘱する。
4 各委員会の委員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議をもって、これを解任することができる。
(1) 本協会の定款若しくはこの規約に違反したとき
(2) 本協会の名誉を毀損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
(3) その他解任すべき正当な事由があるとき
5 倫理委員会については、本協会倫理規程に基づき、理事会の決議によって「倫理委員会規程」を定める。

(委員の任期)

第54条 各委員会の委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

- 2 任期の満了前に退任した委員の補欠として、又は増員により就任した委員の任期は、退任した委員又は他の委員の任期の満了する時までとする。

(委員会の運営)

第55条 各委員会の会議は、当該委員会の委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 各委員会の迅速かつ円滑な活動を図るため、理事会の決議をもって、各委員会ごとに1名の担当理事を置く。
- 3 各委員会は、担当理事と密接な連絡をとり、理事会の決議に従って誠実にその任務を遂行しなければならない。

第7節 事務局

(事務局の設置)

第56条 本協会は、定款第55条の規定に基づき事務局を設置し、専務理事が統轄する。

(事務局の業務)

第57条 事務局は以下の業務を行う。

- (1) 会員、役員、各委員会、加盟団体等その他関係諸団体との連絡調整に関すること
- (2) 会員の登録に関する事務及び会員に関する諸資料の整理・保管
- (3) 社員総会、理事会、各委員会等の招集及び開催に関する事務
- (4) 定款その他の帳簿、書類及び発簡文書、来簡文書の整理・保管
- (5) 予算、決算に関すること及び現金預金の出納・保管、諸経費の支出、その他経理に関する事務並びに会計に関する諸資料の整理・保管
- (6) 公印及び備品、図書の管理、その他事務所として必要な管理事務
- (7) その他理事会で定める業務

(職員の就業規則、処遇等)

第58条 職員の就業規則、処遇（給与、退職金支給等）については、別に定める「事務局職員就業規則」による。

(職員の禁止行為)

第59条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本協会の名誉を毀損し、又は利益を害すること
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らすこと
- (3) 許可なく他の事業に従事すること

第5章 事業

(基本方針)

第60条 本協会は、定款第3条に定める目的を達成するため、将来性を有する選手の発掘及び強化育成、指導者・審判員の技術向上を図り、もってバスケットボール競技の普及に努めることを基本方針として、定款第4条に掲げる事業を行う。

(各種大会及び競技会)

第61条 本協会が実施する各種大会及び競技会の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------------------|
| (1) 主催 | 本協会の名義において開催する競技会 |
| (2) 共催 | 共同の名義において開催する競技会 |
| (3) 主管 | 運営の委託を受けて実施する競技会 |
| (4) 後援 | 他の団体等が開催する競技会を支援すること |

(事業に関わる権利)

第62条 本協会のロゴマークを別紙のとおり定め、これを使用した商品を製造販売する権利（以下、「商品化権」という。）は本協会に専属的に帰属する。

- 2 本協会は、前項の権利を第三者に使用許諾することができる。

第6章 資産及び会計

(資産の管理及び運用)

第63条 本協会の財産の管理及び運用は、定款第47条の規定に基づき、本協会の目的を達成するために最善と考えられる方法により会長が行う。

- 2 会長は、前項に規定する財産の管理及び運用に際し、善良な管理者の注意をもって適正な維持管理に努めなければならない。

(会計の原則)

第64条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

第7章 補則

(法令の準拠)

第65条 定款または本規約に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則 本規約は、平成29年4月27日から施行する。

地区団体**連 盟**

東京都社会人バスケットボール連盟

東京都高等学校体育連盟男子バスケットボール専門部

東京都高等学校体育連盟バスケットボール女子専門部

東京都高等学校体育連盟定時制通信制バスケットボール専門部

東京都中学校体育連盟バスケットボール部

東京都ミニバスケットボール連盟

東京都専門学校バスケットボール連盟

準加盟団体

関東大学男子バスケットボール連盟(東京)

関東大学女子バスケットボール連盟(東京)

東京都IDバスケットボール連盟

東京都高等専門学校バスケットボール連盟

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ

一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ

別表第2 分担金

加盟チーム 登録選手
(円) (円)

地区団体

連 盟

東京都社会人バスケットボール連盟	10,000	1,000
東京都高等学校体育連盟男子バスケットボール専門部	4,000	500
東京都高等学校体育連盟バスケットボール女子専門部	4,000	500
東京都高等学校体育連盟定時制通信制バスケットボール専門部	4,000	500
東京都中学校体育連盟バスケットボール部	2,500	500
東京都ミニバスケットボール連盟	1,000	0
東京都専門学校バスケットボール連盟	10,000	1,000

準加盟団体

関東大学男子バスケットボール連盟(東京)	10,000	1,000
関東大学女子バスケットボール連盟(東京)	10,000	1,000
東京都IDバスケットボール連盟	なし	なし
東京都高等専門学校バスケットボール連盟	4,000	500
公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ	10,000	1,000
一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ	10,000	1,000

登録審判員

S級	A級	B級	C級	D級	E級
5,000	5,000	4,000	3,000	2,000	(円) 1,000

登録コーチ

	S級	A級	B級	C級	D級	E-1級	E-2級
	2,000	700	500	300	600	200	(円) 200
(F)	2,500	1,200	1,000				

別表第3

各加盟団体等選出社員数

選出社員数
(人)

地区団体

連盟

東京都社会人バスケットボール連盟	4
東京都高等学校体育連盟男子バスケットボール専門部	4
東京都高等学校体育連盟バスケットボール女子専門部	4
東京都高等学校体育連盟定時制通信制バスケットボール専門部	3
東京都中学校体育連盟バスケットボール部	4
東京都ミニバスケットボール連盟	4
東京都専門学校バスケットボール連盟	2

準加盟団体

関東大学男子バスケットボール連盟(東京)	1
関東大学女子バスケットボール連盟(東京)	
東京都IDバスケットボール連盟	1
東京都高等専門学校バスケットボール連盟	1
公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ	0
一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ	0

別表第4

委員会

総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 各会議に関する準備、事務 ② 各大会に関する準備、事務 ③ 表彰に関すること ④ J B A 及び関係諸団体との連絡調整など、運営に関すること
財務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 予算、決算に関すること ② 各大会に関する収支管理 ③ J B A 及び関係諸団体との収支管理
競技委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 会場、組み合わせ抽選に関すること ② 大会用具に関すること ③ 大会、試合進行に関すること
審判委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 大会の審判、T.O.に関すること ② 審判の育成、講習会、研修会に関すること ③ J B A 及び関係諸団体審判部との連絡調整など、運営に関すること
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 各大会の報道に関すること ② 記録保存、広告の確保等
強化・育成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 各連盟の選手及び連盟の強化に関すること ② 国体等、選手選抜、指導に関すること ③ 世代別選手の育成に関すること
普及委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 各連盟の選手及び指導者の育成、資質の向上に関すること ② バスケットボールの調査研究、普及振興に関すること
指導者養成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 指導者の養成、講習会、研修会に関すること ② コーチ登録の承認、個人登録データ管理
3×3委員会	3×3の運営全般に取り組む
競技会委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 所属連盟・地区協会等の連携・スケジュール調整を目指す ② 競技会日程・内容規模等の見直し、競技会の整理・監理の実施等
トップリーグ連携委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京都所属のトップリーグチームとの連携を図る ② T O 等補助役員派遣協力 ③ 練習試合等の審判派遣
倫理委員会	倫理規定に関すること